

甲府法人会たより



晩秋（富士川町平林）

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成27年11月

第 128 号

題字 芦澤会長



主な内容

巻頭役員寄稿

平成28年度税制改正に関する提言

法律相談Q&A

税務相談Q&A

巻頭役員寄稿

法人会活動と

「甲府法人会たより」について



公益社団法人 甲府法人会

常任理事
広報副委員長 田中雅承

平成二十七年・二十八年、甲府法人会広報委員会の副委員長を仰せつかりました田中でございます。

広報委員会の委員として「甲府法人会たより」の編集に長く携わってきましたが、巻頭の役員寄稿の原稿の依頼を受けましたのは初めてのことであり、「甲府法人会たより」を中心に甲府法人会の活動などについて私の思うところを書かせていただきました。

広報委員会は本年五月から長坂茂委員長のもとで活動しておりますが、主力事業の一つとして年四回「甲府法人会たより」を発行しております。皆様ご承知の通り、甲府法人会は平成二十三年四月に「社団法人甲府法人会」から「公益社団法人甲府法人会」に組織変更しました。その後、「甲府法人会たより」の内容が、表紙に記載されて

いる通り、税・経営・生活関連情報を提供をするものとなり、その発行が公益事業となりました。法人会会員の皆様はじめ広く一般の方々にも親しまれ、お読みいただけるような「甲府法人会たより」にすべく委員長を中心に広報委員会で編集に努力しております。発行部数についても毎号約五千部を発行しております。また、会員の他、広く一般の方々にも気軽に手にとってお読み頂ける環境作りのために、市役所、金融機関や病院などの公共の場を中心に、配布しております。お読みいただいた皆様は、当会公益事業の中心である甲府税務署の関係官を講師に招いた税務研修会の内容や、時節にあわせた税の話題、社会貢献活動などについてお知らせしております。

当法人会には広報委員会の他に総務

委員会、税制委員会、研修委員会、組織委員会、厚生委員会がありますが、これらの委員会所管の活動や各支部の役員会等の事業も掲載しております。「甲府法人会たより第百二十四号」の「巻頭役員寄稿」において高野孫左衛門副会長（税制委員長）から「税制改正提言活動について」寄稿をいただきました。また、「税制改正」に関する要望活動、各種税制改正のあらましを適時に掲載しておりますのでご参考にして頂きたいと思っております。あわせて「税務相談」・「法律相談」にはわかりやすく

Q & A形式にまとめ、日頃話題性の高い内容や、企業や個人として身近に感じている問題点などをとりあげていきたいと考えております。これらにつきましては、弁護士 古屋俊仁先生、税理士会甲府支部の先生方にそれぞれお願いし、解りやすく、参考にして頂けるような内容を引き続き提供してまいります。「税務コーナー」の誌面に於いては甲府税務署、山梨県税務課などの税務当局より税に関する情報等の提供を頂き、経営者のみならず広くご家庭でも役に立つ内容を提供しております。また、現在、国民にとって一番関心のある「マイナンバー制度」の導入について、来年一月の運用開始にあわせて周知を図ってまいりたいと考えております。

若い世代の皆様からの記事としてお

読みいただいております「四菱まちづくり総合研究室」からの寄稿は毎号掲載しておりますが、県立大学の学生が中心となり「地域の活性化研究」や「若者が集まる町づくり」をテーマとした若い声を中心であり、参考になることが多くあると思います。当会の青年部会・女性部会では「税金教室」や社会貢献活動として、「少年野球教室」の開催、「フラダンスによる福祉施設訪問」などの活動を行っており、その様子も掲載しております。

さて、皆様方、御承知のとおり山梨県法人会連合会においては、昨年からは婚活支援事業「やまなし出会いサポーターセンター」の運営事業を山梨県から受託し、本年一月十三日に同センターを法人会館二階にオープンしました。

甲府法人会においても同センターの周知等に協力しており、本号の裏表紙にセンターの概要を掲載しておりますので、是非ご覧頂きたいと思っております。

今回は貴重な誌面を頂き、「甲府法人会たより」や当会の活動内容を紹介させていただきます「巻頭役員寄稿」とさせていただきます。「甲府法人会たより」が甲府法人会会員をはじめ広く一般の方々に愛されお読み頂けるようになることと、当会活動に多くの皆様のご参加とご支援、ご協力を引き続きお願いいたします。

（株式会社カルク 代表取締役会長）

甲府税務署との意見交換会

〽組織委員会・支部合同役員会を同時開催〽

平成二十七年七月の東京国税局の人事異動に伴い、甲府税務署においても藤野署長はじめ幹部職員の方々が転任され、新しく岡野署長ほか幹部職員の皆様が着任された。

八月七日には甲府富士屋ホテルにおいて、岡野新署長をはじめ法人課税部門の新幹部職員のご出席をいただき、当法人会関係者との意見交換会を開催した。法人会から芦澤会長をはじめ本会役員、また当日開催した組織委員会・支部合同役員会に出



挨拶をする芦澤会長

席した委員や青年・女性部会の役員など約六十名が参加し、税務行政や法人会活動について活発に意見交換を行った。

また意見交換会に先立ち開催した組織委員会・支部合同役員会においては会員数四千社の回復を目指し、各支部の会員獲得目標社数を設定するとともに担当する支部以外の未加入法人に対しても積極的な加入勧奨を行うことを決定した。



挨拶をする岡野甲府税務署長

法人会全国大会(徳島大会)

第三十二回法人会全国大会(公益

財団法人全国法人会総連合主催・一般社団法人徳島県法人会連合会主管)が十月八日、徳島市の徳島県立産業観光交流センターにおいて開催され、全国より約千八百名が集い甲府法人会から、芦澤会長をはじめ七名が参加した。

第一部は「日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありますよ」地方創生の独創的ビジネスモデル」をテーマにパネルディスカッションが行われた。続く第二部の式典では、会員増強や研修・福利厚生など各部門の優秀県連の表彰のほか、税制改正に関する提言のアピールや租税教育活動の事例発表が行われた。



全国から約千八百名が参加した全国大会

富士山クリーン作戦に参加

八月一日、富士山をきれいにする会が主催する「富士山クリーン作戦」に甲府法人会から芦澤会長をはじめ女性部会員や本会役員及び家族や従業員など二十五名が参加した。富士山がユネスコの世界文化遺産に登録されて二年が経過し、例年同様に国内外から多くの観光客などで賑わうなか、五合目ロータリー周辺の清掃活動やゴミの持ち帰りの啓発用ポケットティッシュの配布などを行った。この清掃活動への参加は女性部会を中心に平成八年から続けている。



清掃活動に参加した皆様

平成二十八年年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映し、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っていきます。本年も全国から寄せられたアンケートや税制改正要望をとりまとめた「平成二十八年度税制改正に関する提言」が全国法人会総連合の理事会において決議されましたので、提言の内容をご紹介します。

はじめに

我が国経済は、安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、緩やかな回復基調が続いている。輸出は持ち直し傾向を見せ、雇用・所得環境が着実に改善しているほか、個人消費も消費税引き上げの影響を脱して底堅く推移している。こうした流れを受けて企業収益は大幅に改善、設備投資も増加基調に転じ始めるなど、景気は好循環サイクルに入る動きを示しているとみ

れる。しかし、米国の金融政策や中国経済など外部環境が不確実性を増しており、景気を着実な好循環軌道に乗せるには、まだまだ課題が山積している。

肝心のデフレ脱却は、日銀による「異次元緩和」が円安・株高効果をもたらしているものの、インフレ目標の達成時期が先送りされるなど道半ばである。着手した法人実効税率引き下げでは、二〇%台へのさらなる引き下げに向けた明確な道筋が示されておらず、成長戦略も中核を成すべき規制改革で大胆さを欠いている。

国家的課題である財政健全化では、今年度の基礎的財政収支赤字半減目標こそ達成見込みとなったが、二〇二〇年度の黒字化、債務残高対GDP比引き下げという目標に向けては道筋が不透明である。改めて歳入・歳入一体による改革工程を示す必要がある。

また、アベノミクスによる効果は

地域経済と雇用の担い手である中小企業にはまだ十分に浸透していない。地方創生の取り組みを深化させつつ、多角的で実効性ある戦略が強く求められる。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

我が国の財政は国・地方を合わせた長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ二倍に達するなど、先進国の中で突出して悪化している。その原因が「受益」と「負担」のアンバランスにあることは論をまたない。

「受益」とは行政サービス、つまり歳出であり、「負担」とはそれを賄うべき税收による歳入である。税・財政改革の基本は、まさにこのアンバランス是正にあるといつてよい。

歳出を構成する最大の分野は、言うまでもなく社会保障である。少子高齢化が先進国で最速のスピードで進展する我が国にとって、社会保障費の増加は不可避ではあるが、それを放置していたのでは歳入の増大に歯止めがかからない。従ってこれをどう抑制するかが最も重要なポイントといえる。

ただ、歳出と歳入のギャップは歳出改革だけでは解消困難なほど拡大してしまった。持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目的とする社会保障と税の一体改革で、消費税引き上げによる社会保障財源確保という歳入改革に乗り出したのはこのためだが、まだほんの一步に過ぎない。

「受益」と「負担」のアンバランスが解消に向かわない限り、我が国の財政も社会保障制度も立ち行かなくなる。それは国民の間に将来不安を醸成し、日本経済にも多大な悪影響を及ぼす。そうした事態を回避するには、中長期的に歳入・歳入一体で強力な改革に取り組むことが極めて重要であろう。

1. 財政健全化に向けて

先進国の中で突出して悪化した財政の健全化は国家的課題である。財政の信認が失われれば金利の急上昇などにより、財政だけでなく日本経済そのものも危機に陥りかねないからである。政府は経済再生と財政健全化の両立を目指し、「骨太の方針二〇一五」で「経済再生なくして財政健全化なし」との基本哲学を示したが、同時に「財政健全化なくして

「経済再生なし」という考え方も重要であろう。

政府はかねて①二〇一五年度に国・地方を含めた基礎的財政収支（プライマリーバランスⅡPB）赤字の対GDP比半減②二〇二〇年度に黒字化、長期債務残高対GDP比の安定的引き下げ——という財政健全化目標を掲げてきた。一五年度の目標は消費税率八％への引き上げなどで達成見込みとなった。二〇年度目標も「骨太の方針二〇一五」の財政健全化計画で堅持することを再確認し、新たに一八年度までを集中改革期間と位置づけ、PB赤字対GDP比一％程度を目安とする中間目標を設定した。

しかし、内閣府が本年七月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、二〇年度は実質二％、名目三％以上という高い成長を前提とした「経済再生ケース」でも、六・二兆円のPB赤字が残り黒字化にほど遠い。一八年度の赤字もGDP比一・七％（九・五兆円）と目標の一％に届かない。

財政健全化計画は、一七年四月に先送りされた消費税率一〇％への引き上げ以外の増税は想定しておらず、税の自然増収と歳出抑制だけで黒字

化を達成するとしている。しかし、税収は景気次第で上振れもすれば下振れもすることに十分留意する必要がある。

歳出にしても、一八年度までの三年間で政策経費の増加額を一・六兆円（社会保障費一・五兆円、その他〇・一兆円）程度に抑制するとしているものの、その数字を裏付ける具体的抑制策は示されていない。来年度予算の概算要求基準（シーリング）も、三年連続で歳出上限の設定を見送っている。

財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

（１）財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

（２）消費税率一〇％への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要で

あるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

（３）国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。とくに、年金受給年齢に達した団塊の世代が一〇年後にはすべて後期高齢者になる超高齢化を考えると、医療、介護分野の給付抑制が喫緊の課題である。

こうした中で「骨太の方針二〇一五」は今後三年間の社会保障関係費の伸びを一・五兆円に抑える目安を示した。これは毎年約一兆円と見込まれる自然増を半分に抑制するわけで意欲的ともいえる。その目安達成に向けては、医療費の地域差是正や後発医薬品（ジェネリック）の大幅

な使用促進など多くの対策も掲げている。

しかし、いずれの対策も実現性や効果については極めて不透明であり、早急に対策実施の工程と数値目標を明確化する必要がある。とくに、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬をどう抑制するかは、その試金石となる。

また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした見直しの議論を踏まえつつ、客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

（１）年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

（２）医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本

体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率八〇％以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

先送りされた消費税率一〇％への引き上げは、二〇一七年四月に確実に実施されることになった。これは

財政健全化と社会保障の安定財源確保にとって不可欠だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起すべきである。

消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

しかし、国会は衆参両院とも一票の格差は正のみを理由とした小手先の定数増減策に終始しており、本来の大胆な議員定数削減に向けた議論を怠ったままである。公務員改革や特別会計と独立行政法人の改革も後退している印象が強い。次の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減・歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率一〇％への引き上げにあたっては、前述した行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。とりわけ、中小企業にとって円滑に価格転嫁できるかどうかは死活問題であり、さらなる環境整備が重要である。

また、政府・与党が低所得者対策として導入する予定の軽減税率については、次に示したようにさまざまな問題点があることから、税率一〇％段階での導入は必要ないと考える。

(1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率一〇％程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

(3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナंबर制度について

マイナंबर制度は二〇一六年一月から運用が開始されるが、国民や事業者が正しく内容を理解しているとは言い難い。国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

とくに、年金情報流出問題などが発生したことから国民の間に不安感が高まっている。マイナंबर運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講

じることが重要である。社会保障と税、災害対策となつて利用範囲の拡大についても、広範な国民的議論が必要となる。

また、マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

日本経済はアベノミクスが一定の効果をあげ、円安・株高の定着や企

業収益の改善などを背景に緩やかな回復が続いている。ただ、現状では「異次元緩和」の追加措置など金融政策によるところが大きいとされており、できるだけ早期に国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環という持続的な成長サイクルを構築しなければならない。

政府もそうした点を重視し、新たな成長戦略で潜在的成長力の強化を打ち出しているが、その政策は総論的で説得力に欠ける。とくに中心的役割を担うべき規制改革は医薬分業の一部緩和などにとどまっている。医療、雇用、農業分野の岩盤規制に風穴をあけるには、さらなる踏み込みが必要である。

成長戦略のもう一つの柱である法人実効税率の引き下げは実施段階に入り、来年度までの引き下げスケジュールは決まったが、政府が目指す二〇％台に向けたその後の道筋と代替財源の確保策は示されていない。

また、中小企業にはアベノミクス効果が十分に届いていないという現実も十分に認識する必要がある。地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長がなければ、日本経済の真の再生は望めず、税制面からもさらなる対応が必要である。

1. 法人実効税率二〇％台の早期実現

法人実効税率は平成二十七年度に三三・一一％に引き下げられ、二〇一八年度には三一・三三％となる。政府はさらに二〇％台まで引き下げることにしているが、その日程については「数年間で」とするにとどまっている。

アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まつており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある。二〇％台は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの二〇％台の法人実効税率を実現する。

(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

①租税特別措置については、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、後述する中小企業向けの措置については本則化する。

②地方税については応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いことから、法人事業税の外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

③特定同族会社の内部留保に対する留保金課税について、「資金調達の困難性」など中小企業の厳しい実情を踏まえ、適用対象範囲の拡大を行うべきではない。

④中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から、「中小企業者に対する法人税率の特例（軽減税率）」と租税特別措置の適用範囲の見直しは行うべきではない。

2. 中小企業の活性化に資する

税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例一五％を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和五十六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一・六〇〇万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、次のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成二十八年三月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制について

では、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計三〇〇万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成二十七年一月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であることから、さらに次の点について見直す必要がある。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 株式総数上限（三分の二）の撤廃と相続税の納税猶予割合（八〇％）を一〇〇％に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、五年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実

親族外承継も重要な課題であり、円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

Ⅲ 地方のあり方

地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

「骨太の方針二〇一五」は地方創生の深化について、昨年策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、自治体がそれぞれの地方の特色と強みをいかした「地方版総合戦略」を策定し事業を推進するとしている。

この手法自体に異論はないが、問題は地方版総合戦略が基本理念と実効性を伴う内容になるかどうかにある。そのためには官製ではなく、地元産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫をいかした戦略をいかに構築するかである。また、この戦略推進に伴って創設される新型交付金も、財政のバラマキにつながるよう十分に注意が必要である。

地方財政は基礎的財政収支の黒字が続いているうえ、長期債務残高対GDP比も安定的に推移している。

その背景には極度に悪化した国の財政から地方交付税などで手厚く財源を保障されているという構造がある。また、地方交付税は地方公務員の高給与や高額な議員報酬を支えている側面もある。

我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口三〇万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチエック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチエック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

今年は五年間の集中復興期間の最

終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解

しているとは言えない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。《税目別の具体的意見は紙面の都合上、省略いたします。》

平成28年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 中小企業の力強い成長なくして、真の経済再生なし！
- 法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、
軽減税率15%本則化の実現を！
- 中小企業の円滑な事業承継のために、
欧州並みの本格的な税制の創設を！

法律相談

詐害行為の成否の様相



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁

Q

「自己の資産や収入で返済することができないほどの多額の債務を負っている者が、自己の財産を他の者に贈与したり、時価より低い価額で譲渡したりすると詐害行為となり、その譲渡行為等を債権者により取り消され、債権者の債権の弁済に充当される」ということを聞いていますが、次の場合はどうなりますか。

多額の債務を負担している者が、
①遺産分割協議において、遺産を何も取得しない分割協議をした場合、

A

1、 民法第四二四条は、「1項 債権者は、債務者が債権者を害することを知つてした法律行為の取り消しを裁判所に請求することができる。」

②債務超過ではない遺産について、相続放棄をした場合、
③離婚に際し、多額の財産分与をした場合、
それぞれについて、どのようなことが問題となりますか。」

2項 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。」と規定しています。これが詐害行為取消権といわれるものの根拠条文です。

この規定が適用される典型的な事例は、多額の債務を負担している者が自己の財産を贈与したり、時価より低額で譲渡したりする行為です。債権者としては、最終的に債務者の財産を債権の回収のあてにしているのに、その財産を贈与されたりしたら、ますます債権が回収できなくなってしまうから、この規定が定められているのです。

では、このことを前提に問題の事項について考えてみます。

①遺産分割協議 自己の財産と収入をもってしても債務を全額返済することができない者（以下「Y」といいます）が、自分の親の遺産分割協議で、何らの遺産を取得しないという遺産分割協議をした行為は詐害行為になるか。

この問題は遺産分割協議が前

記の条文の2項でいう「財産権を目的としない法律行為」かどうかにかかっているわけですが、これについて最高裁判平成11年6月11日判決は、「共同相続人間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得ると解するのが相当である。なぜなら、遺産分割協議は、相続開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるということが出来るからである。」と判示しました。

これは従来の通説に従った判断であるといわれています。

②相続放棄 Yが相続放棄をしなければ相当の遺産を取得できるにもかかわらず相続放棄をして何らの遺産を取得しない行為は詐害行為になるか。

この問題が争われた最高裁判昭和49年9月20日判決は、「相続

放棄のような身分行為は詐害行為取消権の対象とならない」としました。その理由として2点を挙げています。第1に、放棄の法的効果は責任財産を積極的に減少させることではなく、消極的に増加を妨げるに過ぎないから、取消権行使の対象となる行為に含まれない。第2に、相続放棄のような身分行為は、他人の意思で強制すべきものではなく、取消権を認めることは承認を強制するのと同じ結果となり不当である。これらの根拠から、相続放棄が民法四二四条2項の「財産権を目的とせざる法律行為」に当たるとされたのです。

3、
記2つの判決はそれぞれ妥当と解されています。すなわち相続の放棄は、相続資格を遡及的に喪失させるものであるが、遺産分割は、明示又は黙示による相続の承認後における相続人の間で持分の譲渡という実質を有することに於いて、本質的に異なるものであるからです。

③財産分与 これについては、簡単に結論だけを記載します。

最高裁は、離婚に伴う財産分与は、民法七六八条3項の趣旨に反して、不当に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分と認めるに足りるような特段の事情のない限り、詐害行為とはならないとしています。

3、 この詐害行為の考え方は、破産手続や民事再生手続における否認の場合と同じです。企業や事業の倒産等の場合、その直前においてここで説明したような事象が出てくる場合がありますので、参考に供することにしました。

消費税期限内納付 推進運動実施中！

■ 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。

■ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

**消費税には
申告・納付期限^{※1}
があります。**

**申告・納付には
e-Taxが
利用できます。**

**個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。**

■ 期限を過ぎると延滞税がかかります。

■ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※2}に応じて中間申告・納付が必要となります。



**消費税の
期限内納付を
忘れずに。**

直前の課税期間の 確定消費税額 ^{※2}	申告・納付回数
4,500万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,500万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回) ^{※3}



※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年商額をいいます。

※3 平成26年4月1日以降開始する課税期間から、前金的に中間申告書(年1回)を提出することができる任意の中間申告制度が設けられました。

甲府法人会会員が多数参加

『女子カパワーアップセミナー』

本年度第2回・第3回【山梨県連主催】

「女子カパワーアップセミナー」の今年度第二回目（九月十一日）と第三回目（十月二十一日）を山梨県法人会連合会の主催にて開催し、甲府法人会の会員企業からも多くの女子社員が参加した。

第二回目は若手と中堅社員を主な対象としたクレーム対応研修を行い、第三回目は中堅社員を主な対象としたチーム力・コミュニケーション能力向上研修を行った。講師は第一回目に続き山梨中銀経営コンサルティングの専任講師が務め、グループに分かれて様々なテーマに沿った活発なディスカッションやチーム力を競うグループワークなどを行った。



グループワーク

第四回目（最終回）は十一月十八日に管理職社員を対象に女性経営者による講演とリーダーシップ・コーチングスキル向上研修を行う予定。

マイナンバー等に関する研修

七月と十月に連続開催

来年一月からマイナンバー制度（社会保険・税番号制度）の運用開始が予定されるなか、法人会では会員をはじめ広く一般に対して制度の周知を推進することが重要と考え、最初に同制度の概要と必要な対策に関する研修会を七月八日に開催した。講師は特定社会保険労務士の上村氏が務め約三百名の参加があった。

次に十月二日には甲府税務署法人課税第一部門の齊藤上席調査官を講師に招き、マイナンバー制度の税務上の利用についてをテーマとした税務研修会を開催し、約百五十名が参加した。それぞれの研修会終了後は



多数のご参加をいただいた研修会

企業が行うマイナンバーの収集・保管の業務及び納税の際の手続きなどについて多くの質問が寄せられ、いずれも有意義な研修会となった。

小学生の税に関する習字展 作品審査会

本年の開催をもって七年目となる「小学生の税に関する習字展」の作品審査会を十月十四日に甲府法人会館において実施した。今年度も甲府市内の全ての小学校（二十八校）から作品の応募をいただき、昨年より百三点多い千七百三十一点の作品が寄せられた。

甲府市教育委員会から推薦いただいた五名の小学校教諭の審査の結果、優秀賞二十七作品、佳作七十二作品を選定した。優秀賞及び佳作に入選した作品の展示場所及び展示期間は下記表の通りです。小学生の力作を是非ご覧ください。



審査会

この活動は次代をになう児童に学校教育及び家庭での親子の話し合いなどを通じて、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成すること、税をテーマとした習字の作品募集を毎年行っている。

平成27年度「小学生の税に関する習字展」優秀作品等の展示のお知らせ

優秀賞（27作品）

展 示 期 間	展 示 場 所
平成27年11月11日（水）～11月17日（火）	甲府駅北口ペデストリアンデッキ
平成27年11月11日（水）～平成28年10月	甲府合同庁舎
平成27年11月11日（水）～平成28年10月	甲府法人会館
平成27年12月1日（火）～12月30日（水）	山梨中央銀行柳町支店

優秀賞（27作品）及び佳作（72作品）

展 示 期 間	展 示 場 所
平成27年11月16日（月）～11月25日（水）	オギノ田富リバーサイド店
平成28年3月1日（火）～3月31日（水）	コラニー文化ホール

* 優秀賞（27作品）の紹介は次号（平成28年1月発行）に掲載いたします。

税 務 相 談



東京地方税理士会甲府支部
税理士 藤原千穂

国境を越えた役務の提供に係る 消費税の課税の見直し等について

当社はグーグルアドセンスでの売上収入があるのですが、この消費税の取扱いが十月一日から変更するという通知を受け取りました。どのように変わるのでしょうか？



二十七年十月一日以降の取引から消費税法等の一部が改正され、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われました。その改正の関係です。これは、配信先の会社の形態と登録状態によって扱いが違いますので、ここではご質問のグーグルアドセンスについて解説します。

まず、消費税は課税取引（八％）・輸出免税取引（〇％）・非課税取引・不課税取引の大きく4つに分けられます。また、輸出取引の消費税に関しては、事業者が国内で商品などを販売する場合には、

原則として消費税がかかります。

しかし、販売が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは、国内消費税である消費税は外国で消費されるものには課税しないという考えに基づくものです、と考えます

〈改正前〉

改正前は、国内取引に該当するかどうかの判定基準は、役務提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地とされていました。これからいくと、グーグルアドセンスの消費税の考え方は、国内業者が自社サイトの広告配信による役務提供サービスをグーグルのイールランドの法人と契約して行うという形になっていますので、消費税の課税対象になり、非居住者に対する役務提供として、輸出免

税取引（〇％）という扱いがなされていきました。

〈改正後〉

改正後は、電気通信利用役務の提供を受けた者の住所等が国内にあるかどうかにより内外判定を行うこととなります。グーグルアドセンスは、図Aでいうところの①に該当し、今後は輸出免税取引から不課税（課税対象外）に変わります。消費税の区分の扱いが変わるわけです。

今までは、グーグルアドセンスの話でしたが、グーグルアドワーズにも触れておきます。グーグルアドワーズは広告宣伝費になるのですが、改正前は提供する人は海外の会社なので消費税関係なしで不課税だったのですが、改正後はリバーシチャージ方式が導入されるので、広告費二万円／現金二万で消費税は仮払消費税千六百円／仮受消費税千六百という両建てのイメージの仕訳（特定課税仕入れ）になります。ただ、この間、リバーシチャージ方式に関しては経過措置がありまして、課税売上割合が九五％以上と簡易課税が適用される事業者に関しては特定課税仕入れに関して申告等に含める必要はありません。

ただ、九五％以下の人は影響が出ますので気を付けて処理をするようにしてください。

グーグル以外にも、通知が来ている事業者さんがいますので、確認をお願いします。

図A



◆グーグルアドセンス：自分（自社）のウェブサイトへ広告を掲載することで収益を得ることができる、Googleが提供するサイト運営者向けの広告配信サービス

◆グーグルアドワーズ：Googleと提携したさまざまなウェブサイトをブログなどに広告が掲載される仕組み

個人には、個人番号（マイナンバー）が通知されます。

個人番号は、12桁の番号で、**住民票を有する国民全員に1人1つ指定**され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

個人番号の提供を受ける場合には、本人確認措置が必要になります。

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、**本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を行うことが必要**となります。

※国税関係手続における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行うときに使用する書類の例

例1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）

例2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証*など（身元（実存）確認）

※写真なしの身分証明書の場合には2種類必要です。

- ・ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます（下図の見本参照）
- ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。

<個人番号カード（見本）>



<通知カード（見本）>



特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

※個人番号の取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。詳しくは特定個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。（<http://www.ppc.go.jp>）

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・ 内閣官庁「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> （マイナンバー）
- ・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル） **0570-20-0178**
※ ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページの [社会保障・税番号制度](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください

平成27年10月から



マイナンバーが国民のみなさまのもとに！

導入準備は進んでいますか？

マイナンバー導入チェックリスト

☆ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の
方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。 ☒

＜担当者の明確化と番号の取得＞

- ☐ マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- ☐ マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- ☐ マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。

※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。



＜マイナンバーの管理・保管＞

- ☐ マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- ☐ パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- ☐ 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

＜従業員の皆さんへの確認事項＞

- ☐ 従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

ご不明な点は マイナンバーのコールセンター
0570-20-0178 へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

マイナンバー制度、はじまります。



愛称：マイナちゃん



平成27年10月から、**マイナンバー**を一人ひとりにお届けします。

- ・ マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・ 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・ マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

行政手続が、**早く、簡単かつ正確**に行えるようになります。

- ・ 社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・ 正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

事業者は、行政手続などのため、**従業員**などのマイナンバーを取り扱います。

- ・ 事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・ 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

マイナンバーに関する**ホームページ**や**コールセンター**があります。

もっと詳しく知りたい方は で検索。又は **0570-20-0178** へお問い合わせください。

(受付時間) 土日祝日、年末年始を除く 9:30～17:30

台湾視察旅行



四菱まちづくり総合研究室

事務局長

高橋 美帆



私たちは「よつびし総研」スタッフは、普段は甲府中心街で活動しています。また、他の地域のことを知り、

甲府中心街活性化に活かすため、国内や海外へ視察に行く機会をなるべく設けるようにしています。今年は九月一日から九月四日までの台湾台北市とその周辺の観光地へ行ってきました。

今回は、その様子を紹介いたします。参加者は、一年生の加藤綾華さん、氣賀澤望さん、小林萌奈さん、佐塚玲衣さん、清水景子さん、前代表で四年生の関谷一樹さんそして熊谷隆一先生と私の八名でした。

旅行の目的は、主に台湾政府や自治体のインバウンド（外国人旅行者を自国へ誘致する）政策やそれに基づくまちづくりを視察することでした。自らが外国人観光客となり、その目線から日本のインバウンド政策

を再検討し、またまちづくりのヒントを探って、甲府にも生かせないかと考えたのです。

台湾は、人口二三四三万人（二〇一四年十二月、台湾内政部戸政司のデータ）で、面積は日本の九州ほどの小さな国ですが、外国人観光客は年間九九一万人（二〇一四年、日本政府観光局）で、人口一人当たりの外国人観光客数は非常に高くなっています。私たちは、一日目に台北に到着、その後ホテルにチェックインし、鼎泰豊で夕食をとってから饒河街夜市を視察しました。二日目は国立故宮博物院と中正紀念堂、台北一

〇一、佳商企業股份有限公司、士林夜市を見学しました。そして、三日目には、紅毛城、淡水老街、「千と千尋の神隠し」の湯ばあばの屋敷のモデルになったことでも有名で、近年日本のみならず中国や韓国からも

たくさん観光客が訪れている九份を視察し、四日目に日本へ帰国するというスケジュールでした。

どこへ行っても外国人観光客が多く、賑わっていたのが印象的でした。中心部は巨大なビル群が立ち並んでいましたが、どちらかというと私は屋台や小さなお店が密集している場所のほうが、活気にあふれていてとても気に入りました。

台北のまちを観光してみても気が付いたことは、まち中に日本語の看板や案内表記があることです。レストランのメニューは、全部日本語で表記されている店舗もあり、店員さんに日本語でそのまま注文できてしまいうお店もありました。言語は海外旅行をする際最も心配ことですが、どこへ行っても安心して旅行をすることができました。

また、二日目には佳商企業股份有限公司という企業の商社を見学させていただきました。佳商企業股份有限公司では、日本から工作機械を輸入し、それをベトナム、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンなどの東南アジア、そして上海、天津、広州などの中国本土へ輸出しているとのことでした。総経理（社長）自ら会社の業務内容を説明してくだ

さったり、会社内を案内してくださったりしました。見学後、竹家荘という高級料理店や士林夜市で社員の皆さんと交流することもできました。地元の方お仕事やまちづくりのお話をする機会は滅多にないので、とても貴重な体験をさせていただきました。

今回、外国人観光客の視点でまちを巡りましたが、その中で言葉や習慣の違い、大切さを改めて感じました。この経験を甲府を訪れた外国人観光客のための政策に生かしていきたいと考えています。

（山梨県立大学国際政策学部3年）



士林夜市にて



国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度がかかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

▶ 添付書類の提出省略 ▶ 還付がスピーディ

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます

(順不動・敬称略)(平成27年8月～10月)

正会員 法人名	所在地	所属支部
トザワ工業株式会社	甲府市北新	相川・北新支部
北部開発株式会社	甲府市富士見	千塚・羽黒・千代田支部
山坂梱包株式会社	中巨摩郡昭和町	昭和支部
有限会社美珠商事	甲斐市西八幡	竜王支部
株式会社エレック富士	韮崎市藤井町	韮崎支部
株式会社窪田モータース	甲府市里吉	東・玉諸支部
有限会社青野運輸	甲府市上今井町	山城支部
賛助会員 事業所名	所在地	所属支部
長田税理士事務所	甲府市塩部	新紺屋・朝日支部
マイハート社労士事務所	南アルプス市徳永	八田・芦安支部

研修会予定

○新設法人説明会

十一月十六日 甲府法人会館
十一月十三日 甲府法人会館

【内容】○設立にともなう手続きと税金の申告・納税について

○日常の取引に係る法人税法上の取扱について
○源泉徴収事務について

○決算法人説明会

一月二十七日 甲府市総合市民会館

【内容】○決算の留意点について
○消費税について
○源泉徴収事務について

○源泉部会講習会

(第八回・最終講座)

一月二十一日 アピオ甲府
一月二十二日 東京エレクトロン・韮崎文化ホール

【内容】初級・上級講座共通

「給与所得者の確定申告について」

○山梨県法人会連合会主催「新春講演会」

一月十八日 甲府富士屋ホテル
講師 信州大学 経済学部教授 眞壁 昭夫氏
テーマ 「世界と日本の金融・経済動向」

お知らせ

表紙の写真の募集について

甲府法人会では、「甲府法人会たより」の表紙に使用する写真のご提供を募集いたしております。ご提供いただける募集対象の方は甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町に所在する事業所にご勤務の方、または在住されている方とさせていただきます。

詳細につきましては甲府法人会事務局(電話 055-237-7774)(FAX 055-237-7790)(メールアドレス info@kofu-hojinkai.jp)担当職員 名執までお問合せください。ご連絡をお待ちしております。

発行所

公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 長坂 茂

印刷所

甲府市中央四丁目十二番二十一号
TEL 〇五五・二三七・七七七四
株式会社 内田印刷所
平成二十七年十一月十日

山梨県「やまなし縁結びサポート事業」
山梨県企画県民部県民生活・男女参画課



やまなし 出会い サポートセンター

山梨県がみなさんの出会いを
サポートします!

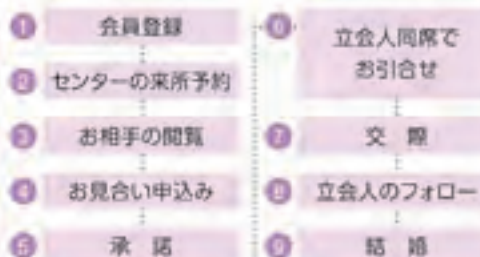
出会いサポート 事業とは

結婚を希望する男女に会員登録していただき、会員はシステム検索によりお見合い相手を選びます。出会いサポートセンターが個別にお引合せをし、交際をフォローします。

出会いサポート事業の流れ

- 会員登録に
必要のもの
- ①会員登録料10,000円 ※2年間有効
 - ②独身証明書
 - ③免許証などの写真付き身分証明書
 - ④健康保険証
 - ⑤登録用の写真(L版)1枚か2枚
(2枚まで登録可能)

※独身証明、住所等欄の欄には出会いサポートセンターへのお引合せが必要です
【別途予約あり】



ご 案 内

出会いサポートセンターは
完全予約制です。

開設時間

月曜日・火曜日 正午～午後5時
水曜日 正午～午後8時
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時
(毎週木曜日・金曜日は休館)

場所

甲府市中央4-12-21 甲府法人会館2階

開設会場

都留市中央3-9-3 びわ湖富士
第2・4土曜日 正午～午後4時

お問い合わせ

TEL:055-234-5790

FAX:055-234-5791

✉ msc-yamanashi@abeam.ocn.ne.jp

ホームページ アドレス

スマホ
PC
サイト



携帯
サイト



【スマホ・PCサイト】 <https://www.msc-yamanashi.jp>

【携帯サイト】 <https://www.msc-yamanashi.jp/m>

出会い サポート 応援企業

お引合せ(お見合い)に
ふさわしい場所を提供
いただけるホテルや
旅館、レストラン、
カフェ等を募集しています。



出会い サポーター

会員のお引合せ(お見合い)
の立会人として、お引合せを
安心安全に行い、
交際をフォロー
できる方を募集します。

